

最高裁秘書第2692号

令和4年9月9日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 眞 哉

司法行政文書開示通知書

4月15日付け（同月19日受付、第040071号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「司法修習生採用選考申込み（考試再受験希望者）について」と題する文書（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

(担当課) 秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）

司法修習生採用選考申込み（考試再受験希望者）について

最高裁判所事務総局人事局

かつて司法修習生であった者が、考試を再度受験するために司法修習生に再採用されることを希望する場合は、司法研修所を経由して最高裁判所に採用選考の申込みを行ってください。

なお、申込受付期間等は下記のとおりですので、注意してください。

選考は、司法修習生採用選考審査基準に基づいて行います。書面審査の結果、必要があると認められた場合は面接等を実施することがあります。

記

- 1 申込受付期間及び申込方法等：

令和4年8月19日（金）から9月2日（金）まで（予定）（9月2日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

申込方法等については、令和4年7月頃に掲載される**最高裁判所ウェブサイト**(<https://www.courts.go.jp/saikosai/>)で必ず確認してください。

- 2 採用発令日：考試1日目

- 3 提出書類等（予定）

①受験歴申告書

②採用選考申込書

③戸籍抄（謄）本、又は、本籍地及び戸籍筆頭者の記載があり、個人番号の記載がない住民票の写し

※ 兼業許可申請を行う場合は、申請書を提出書類等と同時に提出してください。

- 4 提出先：**司法研修所事務局企画第二課調査係**

〒351-0194 埼玉県和光市南2-3-8

048-460-2045（直通）

問い合わせ先

最高裁判所事務総局人事局任用課試験係 03-3264-8111（代表）

問い合わせへの対応 9:00～12:00、13:00～17:30（土日祝日を除く。）